

令和 8 年 度

事業計画書
予算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会

令和 8 年度事業計画書

（ 自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日 ）

1. 基本方針

協会の事業運営をめぐっては、①平成 19 年の政府要請を踏まえた「少なくとも各ブロック単位（全国 11 箇所）」におけるカウンセリング拠点の整備を推進するとともに、②国の公益認定による公益財団法人への移行を受けて、一層自律的に協会の公益的機能（消費者保護機能）を高めていくことが、特に求められている。

これらの課題に総合的に対処するため、事業運営の方針として「今後における拠点の展開の方向性について」を平成 25 年 3 月 18 日の理事会において決定したところである。また、協会をとりまく経営環境が依然として厳しい状況にあること等から、平成 31(2019)年 2 月 6 日の理事会において、「今後の拠点の整備・運営に関する方針」を定め、協会の業務の持続可能性にも配慮した拠点の整備・運営の方針を明らかにしたところである。

令和 8 年度においては、これらの方針等に沿って、拠点の適切な運営等に努めつつ、引き続き、消費者保護の観点から公正・中立なカウンセリングを推進する。

2. 持続可能かつ効果的・効率的な業務運営の推進

カウンセリングセンター（以下「センター」という。）の機能の集約化については、平成 31(2019)年 4 月 1 日に、仙台、名古屋及び福岡の 3 センターが相談室に移行したことをもって完了した。令和 8 年度は、前年度に引き続き、東京・大阪の東西 2 大センター体制の下で、業務運営における ICT の活用等を推進しながら、カウンセリング業務を持続可能な形で効果的・効率的に実施する。

(1) 大阪センターの適正・的確な運営の推進

政府の「多重債務問題改善プログラム」(H19.4.20 多重債務者対策本部決定)により当協会の拠点の設置が要請されていた近畿ブロックにおいて、日本弁護士連合会及び大阪弁護士会の協力を得て、平成 30 年 1 月に大阪センターを開設することができた。

当協会としては、地域の多重債務者救済に向けて、大阪センターの適正かつ的確な運営を確保するとともに、引き続き、関係弁護士会等との間で相互関係の緊密化に向けた展望を共有するものとする。

(2) 相談室の運営等

多重債務者救済という当協会の公益的機能を一層発揮していくため、これまで、非常設の「相談室」を各地に開設し、カウンセリング拠点の広範化を推進してきたところである。しかしながら、協会をとりまく経営環境が依然として厳しいこと等を勘案し、北海道ブロックの「家計相談室」の開設を除き、新規の相談室の開設に向けた取組みは実施しないこととする。

また、ブロック機関（地方財務局及び財務支局）が所在する道府県（ただし関東ブロックは東京都）以外に開設された相談室については、協会の財政事情が一層厳しいものとなり、現行の拠点を維持していくことが極めて難しい状況となることが見込まれる場合には、「多重債務問題改善プログラム」の趣旨に反しない範囲で、引き続きその活動の縮小等について検討する。

(3) センター・相談室のカウンセリング枠数等の見直し

電話相談件数やカウンセリングの需要の動向を踏まえながら、センター・相談室におけるカウンセリング枠数等の見直しを、継続的かつ計画的に推進する。

(4) ICT を活用した業務運営の効率化等

センター・相談室の業務の効率化等に資するため、業務の電子化、テレワーク等を推進する。その一環として、相談者情報の保存・検索、関係書類の作成・保存、案件処理の進捗管理などを一貫して処理するための情報システムを活用し、カウンセリング業務への円滑な定着を図る。

また、リモートカウンセリング方式については、一部相談室における試行の結果を踏まえて、引き続き検討する。

3. 多重債務カウンセリング事業

多重債務者の生活の再建を支援するため、引き続き、消費者保護の観点から公正・中立なカウンセリングを推進する。

(1) 多重債務ほっとライン(電話相談)

多重債務ほっとラインに寄せられる電話相談については、次の表に掲げたセンターに所属するアドバイザーカウンセラーが対応する。

なお、相談室の多重債務ほっとラインについては、指定されたセンターにおいて対応する。

(2) カウンセリング(面接相談)

面談によるカウンセリングは、次の表に掲げたセンター及び相談室において、弁護士カウンセラー及びアドバイザーカウンセラーにより実施する。なお、相談室では、当該相談室について委嘱された弁護士カウンセラー及び指定されたセンターから派遣されたアドバイザーカウンセラーが担当する。

	面接相談の年間枠数 (注 1)	アドバイザーカウンセラーの数
全国 計	833 回	—
東京センター	352 回	週のべ 42 人（実員 19 人）（注 2）
大阪センター	144 回	週のべ 24 人（実員 12 人）（注 2）
福岡相談室	45 回	（毎回 1 人大阪センターから派遣）
名古屋相談室	70 回	（毎回 1 人東京センターから派遣）
仙台相談室	60 回	（毎回 1 人東京センターから派遣）
広島相談室	45 回	（毎回 1 人大阪センターから派遣）
新潟相談室＊	0 回	（毎回 1 人東京センターから派遣）
静岡相談室＊	0 回	（毎回 1 人東京センターから派遣）
熊本相談室	8 回	（毎回 1 人大阪センターから派遣）
福島相談室＊	0 回	（毎回 1 人東京センターから派遣）
高松相談室	8 回	（毎回 1 人大阪センターから派遣）
金沢相談室	12 回	（毎回 1 人東京センターから派遣）
沖縄相談室	12 回	（毎回 1 人東京センターから派遣）
横浜相談室	24 回	（毎回 1 人東京センターから派遣）
さいたま相談室	24 回	（毎回 1 人東京センターから派遣）
岐阜相談室＊	0 回	（毎回 1 人東京センターから派遣）
松山相談室	8 回	（毎回 1 人大阪センターから派遣）
前橋相談室	12 回	（毎回 1 人東京センターから派遣）
宮崎相談室	9 回	（毎回 1 人大阪センターから派遣）
三重相談室＊	0 回	（毎回 1 人東京センターから派遣）
長野相談室＊	0 回	（毎回 1 人東京センターから派遣）

（注 1）各センター及び相談室毎の年間枠数は目安であり、当年度のカウンセリング需給に応じて、全体枠数の範囲で各相談室毎に枠数 2 回の変更までは会長の判断により弾力的に運用する。

（注 2）心理アドバイザー及びサテライトオフィス（仙台、名古屋、福岡）のアドバイザーカウンセラーを含む。

（注 3）＊を付した相談室については、当面の間、新規カウンセリングの受付を停止する（継続案件のみに対応）。

(3) カウンセリング研究会の開催等

カウンセリングの充実と質の向上を図るため、カウンセリング研究会を開催する。また、アドバイザーカウンセラーに対し、各種研修会への参加を促すなどスキルアップのための支援を図る。

(4) 関係機関との密接な連携

多重債務問題は、家計の管理に関する問題にとどまらず、精神疾患、依存症、

貧困など様々な要因が影響していることも踏まえ、法テラス、消費生活センター、精神保健福祉センター、依存症対応の自助グループ、自立相談支援センター、フードバンク、こども食堂など関係機関との密接な連携に引き続き努める。

4. 啓発事業及び広報活動

(1) 啓発事業の展開

多重債務カウンセリング事業と並び協会の業務の柱となっている消費者信用に関する啓発事業については、引き続き、啓発資料の作成・配付及び要望に応じた講師派遣を推進する。

(2) 広報の戦略的な展開

当協会を知る契機となった情報源の多くを、インターネット閲覧及び関係機関からの紹介が占めることを踏まえ、戦略的に広報を展開する。

① ホームページの内容を充実させるなど効果的な広報を重点的に展開する。

② 地域の消費生活センターや法テラスなどの関係相談窓口に対し、無料の任意整理と家計再建のためのカウンセリングを一体としたJCCOの多重債務者救済機能について、徹底した周知を図るとともに、協会の機能に適合する相談案件の紹介を要請するため、引き続き、関係窓口への訪問広報活動を着実に推進する。

また、関係機関と連携したイベント活動も引き続き展開する。

5. 管理的事項

(1) 賛助会員の募集等

多重債務者等に対し、消費者保護の観点から公正・中立なカウンセリングを行うことにより、その生活再建と救済を図ること等を目的とする当協会の趣旨に賛同し、事業に協力しようとする賛助会員を募る活動を推進する。

そのため、多重債務問題に関連する業界団体等への働きかけを引き続き推進するなどの措置を講ずる。

また、賛助会費以外の財源を確保するための取組みを引き続き推進する。

(2) 大規模災害等への備え

近年、大規模な地震や台風等による自然災害が頻発していること等を踏まえ、これらの事態に適切・円滑に対応するために必要な措置を講ずる。

収支予算書(正味財産増減予算書)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

科目	当年度	前年度		増	減
		公益事業会計	法人会計		
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
基本財産受取利息振替額	2,935	2,935	0	1,189	1,746
特定資産運用益					
特定資産受取利息	820	820	0	6	814
受取会費					
賛助会員受取会費振替額	179,000	131,888	47,112	179,000	0
その他収益					
受取利息	167	167	0	53	114
雑収益	98	98	0	122	△ 24
経常収益合計	183,020	135,908	47,112	180,370	2,649
(2) 経常費用					
カウンセラー謝金	82,696	82,696	0	82,334	363
人件費	67,484	35,223	32,261	64,391	3,093
借上・賃借料	37,750	31,259	6,491	35,683	2,067
事業・管理諸費	21,611	16,334	5,277	23,698	△ 2,087
啓発広報作成費	1,260	1,260	0	156	1,104
啓発諸費	614	614	0	614	0
退職給付費用	4,054	1,515	2,539	4,109	△ 55
減価償却費	1,087	544	543	850	237
経常費用合計	216,557	169,445	47,112	211,835	4,722
当期経常増減額	△ 33,537	△ 33,537	0	△ 31,465	△ 2,072
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 33,537	△ 33,537	0	△ 31,465	△ 2,072
II 指定正味財産増減の部					
賛助会員受取会費	179,000	131,888	47,112	179,000	0
一般正味財産への振替額	△ 179,000	△ 131,888	△ 47,112	△ 179,000	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0

(参 考)

収 支 予 算 書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	令和8年度予算額	令和7年度予算額	増 △ 減	令和7年度決算見込額
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	2,935	1,189	1,746	1,676
② 特定資産運用収入				
特定資産利息収入	820	6	814	197
③ 会費収入				
賛助会員会費収入	179,000	179,000	0	179,000
④ 補助金収入				
ギャンブル依存症補助金収入	0	0	0	1,202
⑤ その他収入				
受取利息ほか	265	175	90	300
⑥ 特定資産からの充当額				
退職給付引当資産からの充当額	0	0	0	354
テレワーク推進積立資産からの充当額	25,625	27,554	△ 1,928	25,520
事業活動収入計	208,645	207,924	722	208,249
2. 事業活動支出				
① 事業費支出計	165,515	166,455	△ 941	160,730
カウンセリング事業費支出	163,641	164,281	△ 641	159,250
カウンセラー謝金支出	82,696	82,334	363	83,657
給料等事業人件費支出	35,223	33,582	1,641	32,843
借上・賃借料支出	29,877	30,218	△ 341	28,899
事業諸費支出	15,844	18,147	△ 2,303	13,850
啓発事業費支出	1,874	2,174	△ 300	1,480
啓発広報資料作成費支出	1,260	1,560	△ 300	1,387
啓発諸費支出	614	614	0	93
② 管理費支出計	44,228	41,825	2,403	40,601
報酬・給料等管理人件費支出	33,261	30,809	2,452	31,362
賃借料支出	5,899	5,465	434	5,427
管理諸費支出	5,067	5,551	△ 484	3,812
③ 退職給付支出	0	0	0	354
事業活動支出計	209,742	208,280	1,462	201,686
事業活動収支差額	△ 1,097	△ 356	△ 740	6,563
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	27,554	27,554	0	25,874
退職給付支出取崩収入	0	0	0	354
テレワーク推進積立資産取崩収入	27,554	27,554	0	25,520
② 敷金・保証金戻り収入	0	0	0	0
敷金戻り収入	0	0	0	0
投資活動収入計	27,554	27,554	0	25,874
2. 投資活動支出				
① 特定資産取得支出	4,054	4,109	△ 55	4,109
退職給付引当資産取得支出	4,054	4,109	△ 55	4,109
② 固定資産取得支出	700	0	700	507
什器備品購入支出	700	0	700	507
ソフトウェア購入支出	0	0	0	0
③ 敷金・保証金支出	1,974	0	1,974	42
④ テレワーク推進積立資産等充当支出	25,625	27,554	△ 1,928	25,874
投資活動支出計	32,353	31,663	691	30,531
投資活動収支差額	△ 4,800	△ 4,109	△ 691	△ 4,657
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
IV 予備費支出	3,000	3,000	0	0
当期収支差額	△ 8,897	△ 7,465	△ 1,431	1,906
前期繰越収支差額	79,017	77,395	1,623	77,112
次期繰越収支差額	70,121	69,929	192	79,017

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公1	多重債務者の救済と生活再建を図るとともにその発生を未然に防止する。	82.5%

〔1〕事業の概要について（注1）

1. 趣旨(目的) クレジットや消費者ローンの利用者で、債務の返済が困難な状態に陥ったいわゆる多重債務者などに対し、消費者保護の立場から公正・中立なカウンセリング(面接相談)などを行い、その救済と生活再建を図るとともに、クレジットや消費者ローンの健全な利用についての啓発を行い、多重債務者の発生を未然防止を図る。 2. 事業(内容) (1) 多重債務者の救済と生活再建を図るカウンセリング事業 ア. 全国7つのセンターと3つの相談室において、全国からの電話相談・問合せに相談員が対応。 イ. 債務整理(任意整理)相当で希望がある相談者には、弁護士と相談員が二人一組になってカウンセリングを実施。 ウ. 債権者との交渉・弁済計画の策定や弁済契約の締結等債務整理の援助や家計管理指導等。 (2) クレジットや消費者ローンの健全な利用に関する啓発・調査事業 3. 財源 すべての財源は、消費者信用事業に関わるクレジット、貸金、銀行の3業界からの賛助金。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

〔2〕事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第3条
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
03	多重債務者という経済上の生活困窮者を、電話相談、カウンセリング、債務整理援助、家計管理指導等多面的に支援している。	
22	誰でも陥る可能性がある多重債務者の救済と生活再建は、一般消費者の利益の擁護又は増進につながり、また、クレジットや消費者ローンの健全な利用などの啓発も、一般消費者が多重債務に陥ることの未然防止に役立っている。	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(5) 相談、助言	1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)	1.電話による問合せ・相談は、多重債務者を中心とする一般消費者を対象とし、このうち任意整理相当で、任意整理による債務整理を希望する相談者については、カウンセリングを実施。 また、これらの手続き等については、年2回春と秋、全国2,000箇所以上の行政機関・関係団体等の相談窓口にて協賛案内、リーフレット等の資料に送付している外、ホームページにも掲載するなど広く一般に広報を実施。 さらに、1年間のカウンセリング事業の実績・相談事例についても冊子に取りまとめ公表。 2.カウンセリングは、多重債務者で任意整理を希望する相談者が対象で、来所できない遠隔地の方、営業で返済困難な個人事業者や法人は対象外だが、電話相談は、多重債務者だけでなくどなたにも対応。 3.電話による問合せ・相談には、経済産業大臣の指定団体の認定試験に合格するなどし、称号を付与された消費生活アドバイザー等一定の資格を有する委嘱アドバイザー・カウンセラーが当たり、カウンセリングには、弁護士会の推薦を受けた委嘱弁護士・カウンセラー及びアドバイザー・カウンセラーが対応。 資格要件は、定款で規定された業務方法書で定められ、実施体制とともに、1と同様広く広報を実施。	
(8) キャンペーン、〇〇月間	1.当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) 3.要望・提案を行う場合には、)要望・提案の内容を公開しているか。	1.クレジットや消費者ローンの健全な利用についての調査等を行い啓発資料を作成し、一般消費者が多重債務に陥ること、言い換えれば多重債務者の発生することを未然に防止するため、全国の相談窓口にて啓発資料を送付するとともに一般消費者、新社会人や学生などにも機会あるごとに啓発資料を配布。 2.近年の貸金業法や割賦販売法等の法令改正やクレジットや消費者ローンなどの利用について、消費者サイドに立ってポイントを絞り、内容を分かり易く解説した最新の啓発資料を作成。	

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。